



# 島根県報

平成19年3月30日(金)

号外第57号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 教委規則

学校教育法施行細則の一部を改正する規則	(高校教育課)	1
島根県立特殊教育学校規程の一部を改正する規則	( " )	2
島根県心身障害児適正就学指導委員会規則の一部を改正する規則	( " )	4
教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則	(義務教育課)	4
県立高等学校等の学校医等の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則	(保健体育課)	5

### 教委告示

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則第29条に規定する単位の修得基準の一部改正	(義務教育課)	5
--	---------	---

### 教委訓令

島根県立高等学校等修学旅行実施規程の一部改正	(高校教育課)	6
県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正	( " )	6

### 教育長訓令

教育財産の管理等に関する規程の一部改正	(教育施設課)	6
島根県立教育センターが実施する校内初任者研修に関する研修規程の一部改正	(高校教育課)	7

## 教 育 委 員 会 規 則

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

### 島根県教育委員会規則第13号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則(昭和31年島根県教育委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

目次中「特殊教育」を「特別支援教育」に改める。

第10条第1項中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第11条の見出し中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第12条中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

「第5章 特殊教育」を「第5章 特別支援教育」に改める。

第17条の見出し中「盲学校等」を「特別支援学校」に改め、同条第1項中「盲学校、ろう学校又は養護学校(以下「盲学校等」という。)」を「特別支援学校」に改める。

第18条(見出しを含む。)及び第19条中「盲学校等」を「特別支援学校」に改める。

第24条中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

様式第7号中「特殊学級」を「特別支援学級」に、「普通学級」を「通常の学級」に改める。

様式第9号中「盲・ろう・養護学校」を「特別支援学校」に、「就学指導委員会の判定資料、あるいは障害の状況等を証明する資料等」を「当該児童（生徒）の障害の状況が分かる資料」に改める。

様式第10号中「盲・ろう・養護学校」を「特別支援学校」に、「就学指導委員会の判定資料、あるいは障害の状況等を証明する資料等」を「当該児童（生徒）の障害の状況が分かる資料」に改める。

様式第11号中「就学指導委員会の判定資料、あるいは障害の状況等がわかる資料等」を「障害の状況を含め当該児童（生徒）の実態が分かる資料」に改める。

様式第15号中「盲学校等」を「特別支援学校」に、「盲・ろう・養護学校」を「特別支援学校」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

---

島根県立特殊教育学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

#### 島根県教育委員会規則第14号

島根県立特殊教育学校規程の一部を改正する規則

島根県立特殊教育学校規程（昭和46年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県立特別支援学校規程

第1条中「盲学校、ろう学校及び養護学校（以下「特殊教育学校」という。）」を「特別支援学校」に改める。

第2条、第3条、第6条第2項、第11条第1項、第14条第1項から第4項までの規定、第15条第1項及び第3項、第16条第1項から第4項までの規定、第18条の2第1項並びに第18条の5第1項及び第3項中「特殊教育学校」を「特別支援学校」に改める。

第19条第1項中「特殊教育学校」を「特別支援学校」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「若しくは盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

第20条中「特殊教育学校」を「特別支援学校」に改め、「（様式第10号）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する入学願書は、様式第10号に準拠して校長が定める。

第21条中「入学については、校長は、入学者の選抜を行うことができる」を「入学者の選抜に関し必要な事項は、別にこれを定める」に改める。

第22条、第28条第1項、第35条、第36条第1項、第39条第1項、第40条第1項並びに附則第5項及び第6項中「特殊教育学校」を「特別支援学校」に改める。

様式第9号別紙2の2及び別紙2の3中「知的障害養護学校においては、知的障害養護学校の教科等の分類による」を「知的障害者を教育する場合には、学習指導要領に定める知的障害養護学校の教科等の分類に準拠する」に改め、同様式別紙2の4中「盲学校、聾学校及び肢体不自由又は病弱者を教育する養護学校用」を「視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者を教育する特別支援学校用」に改め、同様式別紙2の5中「養護学校用」を「特別支援学校用」に改める。

様式第10号を次のように改める。



附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

島根県心身障害児適正就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

島根県教育委員会規則第15号

島根県心身障害児適正就学指導委員会規則の一部を改正する規則

島根県心身障害児適正就学指導委員会規則（昭和49年島根県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県就学指導委員会規則

第1条中「心身に障害を持つ児童・生徒等」を「障害のある幼児児童生徒」に、「県立特殊学校長」を「県立特別支援学校長」に、「特殊教育」を「特別支援教育」に、「島根県心身障害児適正就学指導委員会」を「島根県就学指導委員会」に改める。

第2条第1号中「判定」を「就学先の判定」に、「就学措置」を「就学」に改め、同条第2号中「特殊教育」を「特別支援教育」に改める。

第3条第2項第1号中「心身障害児」を「障害のある幼児児童生徒」に改め、同項第3号中「特殊教育」を「特別支援教育」に改める。

第4条第1項中「就学措置判定」を「就学指導に係る指導助言」に改め、同条第2項中「特殊教育」を「特別支援教育」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

島根県教育委員会規則第16号

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（昭和26年島根県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「別表第1又は別表第2」を「別表第1、別表第2又は別表第2の2」に改め、同条第2項中「特殊教育に関する科目」を「特別支援教育に関する科目」に改める。

第3条中「第17条第2項」を「第17条」に改める。

第12条中「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第13条第1項中「盲学校特殊教科教諭及び聾学校特殊教科教諭」を「特別支援学校教諭自立教科教諭」に改める。

第14条第1項中「盲学校特殊教科助教諭及び聾学校特殊教科助教諭」を「特別支援学校自立教科助教諭」に改める。

様式第13号の備考第1号中「<sup>〃</sup>「盲学校教諭」<sup>〃</sup>「聾学校教諭」又は「養護学校教諭」」を「<sup>〃</sup>又は「特別支援学校教諭」」に改める。

様式第14号の備考第1号中「<sup>〃</sup>「盲学校助教諭」<sup>〃</sup>「聾学校助教諭」<sup>〃</sup>「養護学校助教諭」」を「<sup>〃</sup>「特別支援学校助教諭」」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

県立高等学校等の学校医等の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月30日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

#### 島根県教育委員会規則第17号

県立高等学校等の学校医等の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校等の学校医等の公務災害補償に関する規則（平成14年島根県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第 6 条第 3 項中「第 4 条の 2 第 3 項」を「第 4 条の 2 第 4 項」に改め、同条第 4 項中「別表第 2 に定める」を「第 4 条の 2 第 2 項各号に掲げる」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の県立高等学校等の学校医等の公務災害補償に関する規則第 6 条第 3 項及び第 4 項の規定は、平成18年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償については、なお従前の例による。

## 教 育 委 員 会 告 示

#### 島根県教育委員会告示第 4 号

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則第29条に規定する単位の修得基準（平成11年島根県教育委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正し、平成19年 4 月 1 日から施行する。

平成19年 3 月30日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

第 4 項を次のように改める。

4 特別支援教育に関する科目

受けようとする免許状の種類	最 低 修 得 単 位 数		
	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
	特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育領域に関する科目	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目
特別支援 学校教諭	一種免許状又は 二種免許状	1 単位以上	1 単位以上

備考

第 2 欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、1 又は 2 以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。）について、それぞれ次のア又はイに定める単位を修得するものとする。

ア 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当

該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）についてそれぞれ1単位以上。

イ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて1単位以上。

## 教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第5号

県立学校

島根県立高等学校等修学旅行実施規程（昭和31年島根県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

第1条中「島根県立特殊教育学校規程」を「島根県立特別支援学校規程」に改める。

第4条第3号中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

島根県教育委員会訓令第6号

県立学校

県立高等学校等の教職員の服務規程（昭和42年島根県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

第10条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第17条第3項を削る。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

第20条第2項中「（結核性疾患を除く。）」を削り、同条第3項を削る。

様式第8号の（注）を次のように改める。

（注） 心身の故障による場合には、下記の書類を添付すること。

医師2名の診断書 各1部

様式第9号の（注）を次のように改める。

（注） 心身の故障による場合には、下記の書類を添付すること。

医師2名の診断書 各1部

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

## 教 育 長 訓 令

島根県教育委員会教育長訓令第6号

本 庁  
教 育 事 務 所  
埋蔵文化調査センター  
教 育 機 関  
県 立 学 校

教育財産の管理等に関する規程（昭和47年島根県教育委員会教育長訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成19年 3 月30日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

第 2 条中「、盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

---

島根県教育委員会教育長訓令第 7 号

本 庁  
出先機関  
県立学校

島根県立教育センターが実施する校内初任者研修に関する研修規程（平成12年島根県教育委員会教育長訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成19年 3 月30日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

第 2 条中「、盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「若しくは特別支援学校」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

